

～令和7年度事業分～

共同募金の 特別配分 申請受付 のお知らせ



「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

この共同募金は、町民のみなさまの貴重な浄財が財源です。

ここに記載の配分を希望する場合は、令和6年9月30日までに、所定の申請書を玉村町共同募金委員会（玉村町社会福祉協議会）窓口へご提出ください。

申請の相談も隨時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

特別配分

玉村町内において町民による住民主体の福祉活動を支援することを目的とする配分をおこないます。お互いに支え合う地域づくり活動、さまざまな団体やグループによる生活課題の解決に向けた協働の取り組み、そして地域住民同士のつながりをつくる活動などが対象となります。その内容については、子ども支援、高齢者や障害者（児）の社会参加支援、居場所づくり、災害防犯関連、地域住民の交流事業 等、幅広い活動が対象となります。

【申請できるのは…】

- ◆各行政区
- ◆各行政区の町民により構成される任意団体・組織・グループ等
(任意団体・組織・グループ等とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体です。)

【配分団体・組織数】 8団体・組織・グループ等

【配分上限額】 1団体1事業 上限額5万円

【対象経費】 食材費（体験作業や手作り品の原材料費）、消耗品費、謝礼費、印刷製本費など活動に必要な経費。

【対象外経費】 会員・構成員同士の親睦のみを目的とした事業の経費。酒類等に支出した経費。

申請受付期間：令和6年8月1日～ 9月30日（月）締切（郵送不可）

申請受付・お問い合わせ先：玉村町共同募金委員会（玉村町社会福祉協議会内）

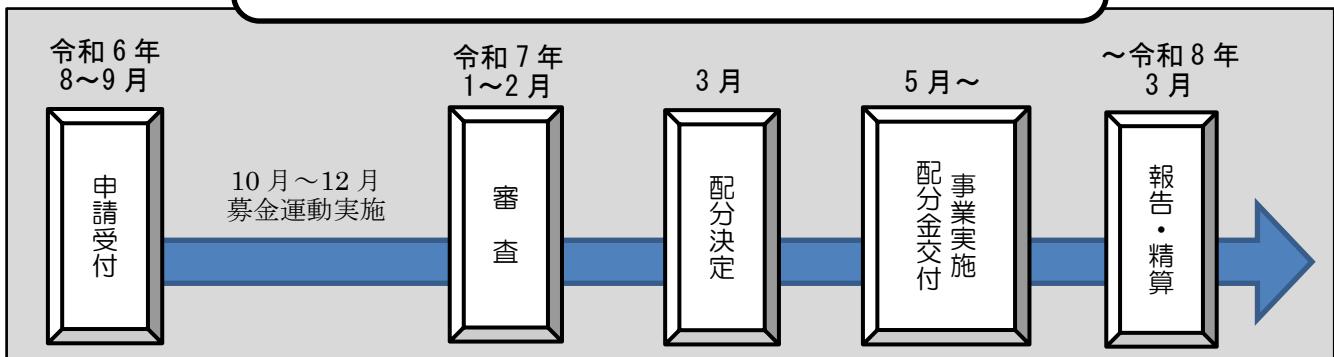
〒370-1132 玉村町大字下新田 602 TEL 0270-65-8864/FAX 65-9666

社協ホームページ→ <http://tamamura-shakyo.or.jp>

※ 裏面もご覧ください。



申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



特別配分～これまでの配分例～

- 行政区 • 地区行事と災害時に使用できる屋外調理器具
- 子ども食堂 • 調理機器
- 居場所 • 建物改修工事備品材料費、開設当初の光熱費
 • 親子のきずな地域のつながり～クリスマス会
 • 交流イベント用調理器具
 • 活動用音響機器
 • 室内環境用機器
- 各種団体 • 高齢者サポーター活動用ユニフォーム
- 防災関連団体 • 屋外活動および非常時用設備
 • 音響機器
 • 非常用電源

「自分たちの団体の活動は、
配分申請できるのかな？」
「どうやって申請するの？」等々、
申請書を作成する前に、
ぜひご相談下さい。



玉村町共同募金委員会

赤い羽根共同募金

